

令和3年度
通所介護事業所
集団指導資料①

実地指導結果からみた人員・運営 基準上の留意点について

令和4年3月

新潟市福祉部福祉監査課

条例等の名称一覧表

資料①で引用している条例等の名称は以下のとおりです。

* 条例

新潟市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例
(平成 24 年新潟市条例第 88 号)

* 地域密着型基準条例

新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例
(平成 24 年新潟市条例第 89 号)

※新潟市ホームページからご覧になれます。

「新潟市ホーム」→「市政情報」→「条例・規則・要綱・公表」
→「条例・規則」→「新潟市例規集」→「新潟市例規集（外部
サイト）」で「条例名」を検索

* 解釈通知

指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について
(平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号, 一部改正)

※厚生労働省ホームページからご覧になれます。

「厚生労働省ホーム」→「政策について」→「分野別の政策一
覧」→「福祉・介護」→「介護・高齢者福祉」→「施策情報」
の「介護報酬」→「令和 3 年度介護報酬改定について」

* 県 Q & A

通所系サービスに関する新潟県版 Q & A
(令和 3 年 9 月 新潟県福祉保健部高齢福祉保健課)

※新潟県ホームページからご覧になれます。

「新潟県ホーム」→「分野別」→「健康・福祉」→「高齢者・
障害者・福祉」→「介護保険制度・事業者情報」→「介護保険
サービスに関するお知らせ」

資料① 目次

1 介護保険施設等の指導監督について	p. 1
2 実地指導結果からみた留意点について	
【人員に関する基準】	
用語の定義	p. 4
(1) 生活相談員、介護職員等の配置に関する事	p. 5
(2) 管理者の配置に関する事	p. 13
【設備に関する基準】	p. 14
【運営に関する基準】	
(1) 身体拘束に関する事	p. 16
(2) 通所介護計画に関する事	p. 17
(3) 勤務体制の確保に関する事	p. 19
(4) 業務継続計画の策定に関する事	p. 21
(5) 定員の遵守に関する事	p. 23
(6) 内容・手続きの説明・同意に関する事	p. 23
(7) 非常災害対策に関する事	p. 25
(8) 衛生管理に関する事	p. 27
(9) 苦情処理に関する事	p. 28
(10) 事故発生時の対応に関する事	p. 29
(11) 虐待の防止に関する事	p. 30
(12) サービスの質の評価に関する事	p. 31
(13) 会計の区分に関する事	p. 32
(14) 記録の保存に関する事	p. 32
(15) その他	p. 33
【参考資料】	
・ 通所介護事業所等における生活相談員の資格要件について (通知)	p. 36
・ 介護サービス事業所等における事故報告の取扱いについて (通知)	p. 41
・ 高齢者虐待の防止について	別添
・ 生活保護制度における介護扶助について	別添

1 介護保険施設等の指導監督について

指導監督体制①【集団指導】

- ⌘ 介護保険法の趣旨・目的の周知及び理解の促進
- ⌘ 介護報酬請求に係る過誤・不正防止の観点から適正な請求事務指導など

制度管理の適正化

指導監督体制②【実地指導】

◆ 運営指導

- ・適切なアセスメントの実施
- ・ケアプランに基づく一連のプロセスの重要性
- ・運営基準等の遵守

◆ 報酬請求指導

- 各種加算について
- ・算定要件に基づいたサービス提供の確保

よりよいケアの実現

指導監督体制③【監査】

⌘ 各種情報により指定基準違反や不正請求が疑われる場合に行う。

- ① 通報、苦情、相談等に基づく情報
- ② 国保連、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
- ③ 国保連、保険者からの通報情報
- ④ 介護給付費適正化システムの分析情報
- ⑤ 「介護サービス情報の公表」の拒否等の情報

不適正な運営、不正請求への機動的な対応・早期介入

《法律上、県、市町村に「立入権限」あり》

行政上の措置【勧告・命令等】

勧 告

期限を定めて基準を遵守すべきことを勧告することができる。
従わないときは、その旨を《公表》することができる。

命 令

正当な理由なく、勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて勧告に係る措置をとるべきことを命じることができる。
命令をした場合は、その旨を《公示》しなければならない。

指定の効力の全部又は一部停止

不正な運営に対し、緊急的に不適正な介護報酬の請求を停止させるなど指定の全部又は一部の効力停止を行うことができる。

指定の取消し

経済上の措置

指導・監査の結果、介護サービス事業者等に与える経済上の措置の標準的な取扱い

偽りその他不正行為によって保険給付を受けたとき	
実地指導で認められた場合	過誤調整
監査で認められた場合	
改善勧告に至らない場合	過誤調整
改善勧告を受けた場合	返還金(法第22条)
改善命令以上の行政処分を受けた場合	返還金+加算金 (法第22条)

市の指導・監査方針の主な留意点

- ◆ 実地指導は事前通知、監査は当日通知
(無通告で実地指導を行う場合もあります)
- ◆ 挙証資料等は“当日現地で確認”が原則
- ◆ 虚偽報告、書類改ざんに対し厳正対処
- ◆ 過誤調整は、最大5年間遡及

2 実地指導結果からみた留意点について

【人員に関する基準】

用語の定義

〔解釈通知第2の2〕（抜粋）

(1) 「常勤換算方法」

- ・ 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（32 時間を下回る場合は32 時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。
- ・ 母性健康管理措置又は育児・介護休業法に規定する育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている場合、30 時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。

(2) 「勤務延時間数」

- ・ 勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者1人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。

(3) 「常勤」

- ・ 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32 時間を下回る場合は32 時間を基本とする。）に達していることをいうものである。ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30 時間として取り扱うことを可能とする。
- ・ 人員基準において常勤要件が設けられている場合、従業者が、産前産後休業、母性健康管理措置、育児休業、介護休業、育児休業に準ずる休業を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従業者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。

(4) 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」

- ・ 原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。ただし、指定通所介護については、あらかじめ計画された勤務表に従って、サービス提供時間帯の途中で同一職種の従業者と交代する場合には、それぞれのサービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをもって足りるものである。

(1) 生活相談員、介護職員等の配置に関すること

【主な指摘内容】

- 生活相談員（看護職員/介護職員）について、人員基準を満たしていない日があったので、適切に配置してください。
- 看護職員又は介護職員について、人員基準を満たしていない日があったので、適切に配置するとともに、看護職員又は介護職員の勤務延時間数が、人員基準上必要とされる勤務延時間数から1割を超えて減少していたので、その翌月の利用者全員分の介護報酬について、通所介護費の算定方法の規定に従って、所定単位数の過誤調整を行ってください。

(原因)

- ・ 職員の退職や病欠により、基準を満たす配置ができなくなった
- ・ 1名しか配置がない日において、急な早退により配置基準を満たさなくなった 等

【根拠及び説明】

(従業者の員数)

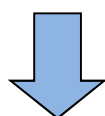
条例第100条（地域密着型条例第60条の3）

○ 生活相談員

指定通所介護の提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

【生活相談員の資格要件】 [平成29年2月10日付新介第3607号]

社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者（①）又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者（②）



- ① 社会福祉主事任用資格、社会福祉士、精神保健福祉士
- ② 介護支援専門員、一定の業務経験を有する介護福祉士（※H29.4.1から）
「一定の業務経験」※ア、イのいずれかを満たすこと
ア 生活相談員業務を行おうとする通所介護事業所で、介護福祉士である介護職員として常勤で3年以上の勤務実績がある者（通算可）
イ 介護保険サービス事業所において、介護福祉士である介護職員として常勤で5年以上の勤務実績がある者（合算、通算可）

【確保すべき生活相談員の勤務延時間数の計算式】

提供日ごとに確保すべき勤務延時間数＝提供時間数

※「提供時間数」とは、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで（サービスが提供されていない時間帯を除く）

【地域連携の拠点としての機能の充実】

指定通所介護事業所が、利用者の地域で暮らしを支えるため、医療機関、他の居宅サービス事業者、地域の住民活動等と連携し、指定通所介護事業所を利用しない日でも利用者の地域生活を支える地域連携の拠点としての機能を展開できるように、生活相談員の確保すべき勤務延時間数には、「サービス担当者会議や地域ケア会議に出席するための時間」、「利用者宅を訪問し、在宅生活の状況を確認した上で、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間」、「地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなどの社会資源の発掘・活用のための時間」など、利用者の地域生活を支える取組のために必要な時間も含めることができる。

ただし、生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行う必要があり、これらに支障がない範囲で認められるものである。

〔Q&A〕

Q：通所介護事業所の生活相談員がサービス担当者会議に出席するための時間については確保すべき勤務延時間数に含めることができるか。

(国H24Q&A Vol. 2のQ12)

A：通所介護事業所の生活相談員がサービス担当者会議に出席するための時間については、確保すべき勤務延時間数に含めて差し支えない。

Q：生活相談員の勤務延時間に、「地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなど社会資源の発掘、活用のための時間」が認められたが、具体的にはどのようなものが想定されるのか。また、事業所外での勤務に関しては、活動実績などの記録を保管しておく必要があるか。

(国H27Q&A Vol. 1のQ49)

A：例えば、以下のような活動が想定される。

- ・事業所の利用者である要介護者等も含んだ地域における買い物支援、移動支援、見守りなどの体制を構築するため、地域住民等が参加する会議等に参加する場合
- ・利用者が生活支援サービスを受けられるよう地域のボランティア団体との調整に出かけていく場合

生活相談員の事業所外での活動に関しては、利用者の地域生活を支えるための取組である必要があるため、事業所において、その活動や取組を記録しておく必要がある。

○ 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という）

指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数。

提供時間帯を通じて専従する必要はないが、当該看護職員は提供時間帯を通じて指定通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図るものとする。

また、病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により、看護職員が指定通所介護事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、

訪問看護ステーションと指定通所介護事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図っている場合には、看護職員が確保されているものとする。

なお「密接、かつ適切な連携」とは、指定通所介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保することである。

【通所介護における看護職員についての人員基準欠如の計算方法】

看護職員の数は、1月間の職員の数の平均を用いる。この場合、1月間の職員の平均は、当該月のサービス提供日に配置された延べ人数を当該月のサービス提供日数で除して得た数とする。〔老企第36号第2の7(21)〕

- ① 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合にはその翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って計算する。

$$\frac{\text{サービス提供日に配置された延べ人数}}{\text{サービス提供日数}} < 0.9$$

- ② 1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）。

$$0.9 \leq \frac{\text{サービス提供日に配置された延べ人数}}{\text{サービス提供日数}} < 1.0$$

※ 減算にならなくとも、看護職員が勤務しない日がある場合や看護職員が専従しない時間帯について密接かつ適切な連携が図られていない場合は、指導の対象（人員基準違反）になります。

〔Q&A〕

Q：通所介護における看護職員についての具体的な人員基準欠如の計算方法は上記のとおりであるが、サービス提供時間帯のうち、看護職員と密接かつ適切な連携を図ることにより看護職員が専従しない時間がある場合は、どのように取扱うのか。（県Q&AのQ15）

A：通所介護における看護職員については、人員基準においてサービス提供時間帯を通じて専従することまでは求めていることから、本来なされるべきサービスを提供した上で、看護職員と密接かつ適切な連携が図られていれば、看護職員の人員基準欠如の計算上、1人として延べ人数に含めて差し支えありません。（当該日を0.5人等とはせず、1日ごとに1人又は0人として積み上げて計算する。）ただし、看護職員と密接かつ適切な連携を図ることにより看護職員が専従しない時間がある場合の人員基準の規定は、あくまで最低基準として示されているものであり、適切なサービス提供及びサービスの質の観点からは、サービス提供時間帯を通じて専らサービス提供に当たる看護職員を確保することが望ましく、各事業所においては望ましい人員配置がなされるよう努力する必要があります。

Q：本体施設の特養の看護職員と連携が図られている場合や看護職員が帰宅しても電話連絡がとれる場合は、密接かつ適切な連携が図られているものとして取扱って良いか。
(のQ&AのQ16)

A：本体施設の特養の看護職員（通所介護と兼務）と連携が図られている場合や看護職員が帰宅しても電話連絡がとれる場合は、人員基準上、密接かつ適切な連携が図られているものとして扱うことは可能であり、看護職員の人員基準欠如の計算上、1人として延べ人数に含めても差し支えありません。
ただし、前述のとおり、各事業所においては望ましい人員配置がなされるよう努力する必要がある点にご注意ください。

Q：通所介護において、看護職員が勤務しない日があっても、当該日のサービス提供時間帯を通じて看護職員と電話連絡がとれる場合は、密接かつ適切な連携が図られているものとして取扱ってよいか。
(県Q&AのQ17)

A：看護職員が勤務しない日については、電話連絡等で看護職員と密接かつ適切な連携が図られていたとしても、当該日の利用者に対して本来なされるべきサービスが提供されたとは言えないことから、病床や有給休暇等の理由を問わず、看護職員の人員基準欠如の計算上、当該日は延べ人数に含むことはできません。（当該日の看護職員数は0人となります。）
また、看護職員が勤務しない日であった場合、月平均で減算にならない場合も含め、当該日は人員基準違反として指導の対象になりますので、ご注意ください。

Q：病院、診療所又は訪問看護ステーションとの契約で確保した看護職員は、営業日ごとに事業所内で利用者の健康状態の確認を行う必要があるが、その場合どの程度の従事時間が必要か。また、事業所に駆けつけることができる体制とは、距離的にどの程度離れた範囲までを想定しているのか。
(国H27 Q&AVol. 1のQ50)

A：健康状態の確認を行うために要する時間は、事業所の規模に応じて異なるため、一概に示すことはできないが、利用者全員に対して適切に健康状態の確認を行えるように病院、診療所又は訪問看護ステーションと契約を結ぶ必要がある。
また、事業所に駆けつけることができる体制に係る距離的概念については、地域の実情に応じて対応するため、一概に示すことはできないが、利用者の容態急変に対応できるよう契約先の病院、診療所又は訪問看護ステーションから適切に指示を受けることができる連絡体制を確保することでも密接かつ適切な連携を図っていることになる。

○ 介護職員

指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（指定通所介護事業者が法第115条の45第1項第一号口に規定する第一号通所事業（旧法第8条の2第7項に規定する

介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定通所介護又は当該第一号通所事業の利用者。以下この節において同じ。) の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

指定通所介護事業者は、指定通所介護の単位ごとに、第1項第三号の介護職員を、常時1人以上当該指定通所介護に従事させなければならない。

【確保すべき介護職員の勤務延時間数の計算式】

①利用者数15人まで

単位ごとに確保すべき勤務延時間数＝平均提供時間数

※「平均提供時間数」・利用者ごとの提供時間数の合計÷利用者数

②利用者数16人以上

単位ごとに確保すべき勤務延時間数

＝（（利用者数－15）÷5＋1）×平均提供時間数

※「平均提供時間数」・利用者ごとの提供時間数の合計÷利用者数

◆ 例えば、利用者数18人、提供時間数を5時間とした場合、

（（18－15）÷5＋1）×5時間＝8時間となり、従業者の員数にかかわらず、8時間の勤務延時間数分の人員配置が必要となる。

※ なお、計算式により算出した確保すべき勤務延時間数が、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻までの時間数に満たない場合であっても、常時1名以上が確保されるよう配置を行う必要がある点に注意！

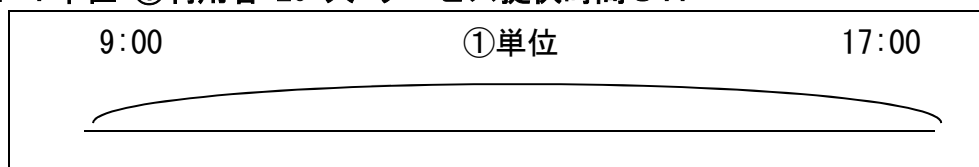
【Q&A】

Q：生活相談員及び介護職員の具体的な人員配置の方法はどのようなものか。
(国H24 Q&A Vol. 1のQ65)

A：以下のとおり。

(1) 利用者20人、サービス提供時間が8時間の場合

■ 1単位 ①利用者 20人 サービス提供時間 8H



○ 生活相談員の確保すべき勤務延時間数

単位	利用者	提供時間	確保すべき勤務時間数
①	20人	8H	8H

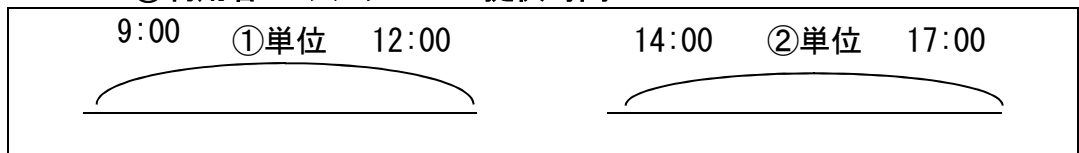
○ 介護職員の確保すべき勤務延時間数

単位	利用者	提供時間	確保すべき勤務時間数
①	20人	8 H	$(20-15) \div 5 + 1) \times 8 = 16H$

※ 平均提供時間数（利用者全員が8 Hなので平均提供時間数も8 H）
 介護職員を常に1名以上確保した上で、ピークタイムに手厚い人員配置が可能となる（16Hのうち8 Hは常時介護職員が確保されるよう配置し、残り8 Hの柔軟配置が可能）。

(2) サービス提供時間が午前・午後と離れて存在する場合

- 2単位 ①利用者20人 サービス提供時間3 H
- ②利用者20人 サービス提供時間3 H



○ 生活相談員の確保すべき勤務延時間数

単位	利用者	提供時間	確保すべき勤務時間数
①	20人	3 H	6 H (3 H + 3 H)
②	20人	3 H	

○ 介護職員の確保すべき勤務延時間数

単位	利用者	提供時間	確保すべき勤務時間数
①	20人	3 H	$(20-15) \div 5 + 1) \times 3 = 6H$
②	20人	3 H	$(20-15) \div 5 + 1) \times 3 = 6H$

※ 平均提供時間数（利用者全員が3 Hなので平均提供時間数も3 H）
 単位ごとに、介護職員を常に1名以上確保した上で、ピークタイムに手厚い人員配置が可能となる（それぞれの単位において、6 Hのうち3 Hは常時介護職員が確保されるよう配置し、残り3 H）の柔軟配置が可能）。

[Q&A]

Q：通所介護において、確保すべき従業者の勤務延時間数は、実労働時間しか算入できないのか。休憩時間はどのように取扱うのか。
 （国H24 Q & A Vol. 1 のQ63）

A：労働基準法第34 条において最低限確保すべきとされている程度の休憩時間については、確保すべき勤務延時間数に含めて差し支えない。ただし、その場合においても、指定通所介護の単位ごとに介護職員を常時1人以上確保する必要があることから、介護職員全員が同一時間帯に一斉に休憩をとることがないようにすること。

また、介護職員が常時1名しか配置されていない事業所については、当該職員が休憩を取る時間帯に、介護職員以外で利用者に対して直接ケアを行う職員（生活相談員又は看護職員）が配置されていれば、当該要件を満たすものとして取扱って差し支えない。

このような取扱いは、通常の常勤換算方法とは異なりサービス提供時間内において必要な労働力を確保しつつピークタイムに手厚く配置することが可能とするなど、交代で休憩を取得したとしても必ずしもサービスの質の低下には繋がらないと考えられる通所介護（療養通所介護は除く）に限って認められるものである。

なお、管理者は従業者の雇用管理を一元的に行うものとされていることから、休憩時間の取得等について労働関係法規を遵守すること。

【通所介護における介護職員についての人員基準欠如の計算方法】

介護職員等の数は、利用者数及び提供時間数から算出する勤務延時間数（サービス提供時間数に関する具体的な取扱いは「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年9月17日老企第25号）第3の6の1(1)を参照すること。）を用いる。この場合、1月間の勤務延時間数は、配置された職員の1月の勤務延時間数は、配置された職員の1月の勤務延時間数を当該月において本来確保すべき勤務延時間数を除して得た数とする。

[老企第36号第2の7(21)]

- ① 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合にはその翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算する。

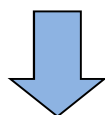
$$\frac{\text{当該月に配置された職員の勤務延時間数}}{\text{当該月に配置すべき職員の勤務延時間数}} < 0.9$$

- ② 1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）。

$$0.9 \leq \frac{\text{当該月に配置された職員の勤務延時間数}}{\text{当該月に配置すべき職員の勤務延時間数}} < 1.0$$

○ 機能訓練指導員 1以上

「機能訓練指導員」… 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事することができる



〔解釈通知第3の六の1(3)〕

「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者（はり師またはきゅう師については、理学療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）

ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。

- 機能訓練指導員は個別機能訓練加算等の算定有無に関わらず配置が必要。

また、通所介護は毎日同じ利用者が通うわけではないため、適切なサービス提供及びサービスの質の観点から、営業日には原則として毎日機能訓練指導員を配置する必要がある。ただし、機能訓練指導員が配置されない日があったとしても、生活相談員又は介護職員により利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練が適切に行われる体制があれば、条例違反とはならない。

〔Q & A〕

Q：はり師・きゅう師を機能訓練指導員とする際に求められる要件となる、「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で六月以上機能訓練指導に従事した経験」について、その実務時間・日数や実務内容に規定はあるのか。

(国H30 Q & A Vol. 1 のQ32)

A：要件にある以上の内容については細かく規定しないが、当然ながら、当該はり師・きゅう師が機能訓練指導員として実際に行う業務の頻度・内容を鑑みて、十分な経験を得たと当該施設の管理者が判断できることは必要となる。

Q：はり師・きゅう師を機能訓練指導員として雇う際に、実際に、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で六月以上機能訓練指導に従事した経験を有することをどのように確認するのか。

(国H30 Q & A Vol. 1 のQ33)

A：例えば、当該はり師・きゅう師が機能訓練指導に従事した事業所の管理者が書面でそれを称していることを確認すれば、確認として十分である。

○ **その他**

- **地域密着型通所介護で利用定員が10人以下である場合**

当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員（当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定地

域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。(地域密着型条例第60条の3第2項)

○従業者の勤務形態について

生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

(条例第100条第6項，地域密着型条例第60条の3第7項)

〔Q&A〕

Q：基準省令第93条第6項のとおり「第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。」が、事業所において常勤の生活相談員又は介護職員が配置されていれば、非常勤職員のみを配置する日があっても差し支えないか。

(例) 年中無休の通所介護事業所

Aさん 管理者兼介護職員 月～金勤務(1日8時間，週5日勤務)

Bさん 生活相談員 月～金勤務(1日8時間，週5日勤務)

→ 他の職員は全員非常勤職員のための、土、日は常勤職員がいない。

(県Q&AのQ18)

A：営業日ごと又は単位ごとに常勤職員を配置する必要はなく、事業所として常勤の生活相談員又は介護職員を1名以上確保していれば人員基準を満たすこととされています。(国R3. Q&AのQ44 参照)

(2) 管理者の配置に関すること

〔根拠及び説明〕

(管理者)

条例第101条(地域密着型条例第60条の4)

指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

【管理者の常勤専従の例外】

以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼務することは可能。

- ① 当該通所介護事業所の通所介護従業者としての職務に従事する場合(主に生活相談員，介護職員との兼務が多い)
- ② 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合

【設備に関する基準】

【主な指摘内容】

- ① 市へ届出済の平面図と異なる用途での使用があったことから、実態に合わせて介護保険課に変更届を提出してください。
- ② 食堂兼機能訓練室の一部について、併設する事業所との区分けが不明確なため、それぞれのサービス提供が混在して行われていたことから、食堂兼機能訓練室の面積が3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上となっていることが確認出来るよう、それぞれの事業所ごとに明確に区分した上でサービス提供を行ってください。

(原因)

- ①
 - ・ 静養室が不足したため、食堂の一部を静養スペースとして使用していた。
 - ・ 使い勝手が悪かったので、相談室の場所を変更した。
 - ・ 新たに仕切り壁を設置したが、市に変更届を提出していなかった。等
- ②
 - ・ 同一建物を共用している併設事業所との区分が明確になっていなかった。

【根拠及び説明】

(設備及び備品等)

条例第102条(地域密着型条例第60条の5)

指定通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに当該指定通所介護事業所の利用定員(当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次節において同じ。)を乗じて得た数の面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室

遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に規定する設備は、専ら当該指定通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合(指定通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

※ 宿泊サービスの提供に当たっては、「指定通所介護事業所等における宿泊サ

ービスの実施に関する届出について（通知）」（平成27年8月27日付け新介第1616号）を参照の上、介護保険課に届け出ること。

- 5 指定通所介護事業者が第100条第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

〔Q & A〕

Q：通所介護と短期入所生活介護が併設されている事業所において、それぞれの食堂及び機能訓練室を一体で共用することは可能か。

A：通所介護と短期入所生活介護は別々の事業所であり、それぞれの目的が異なることから、職員、利用者及びサービスを提供する空間を明確に区別することが必要です。（それぞれのサービスで面積基準を満たす必要があります。）

Q：一般の通所介護と認知症対応型通所介護を、同一の時間帯に同一の場所を用いて行うことは可能か。

（国18. 2. 24 全国介護保険担当課長ブロック会議資料Q & A）

A：認知症対応型通所介護は、対象者を認知症の者に限定し、認知症の特性に配慮したサービス形態であることから、一般の通所介護と一体的な形で実施することは認められない。

認知症対応型通所介護を一般の通所介護と同じ事業所で同一の時間帯に行う場合には、例えばパーテーション等で間を仕切るなどにより、職員、利用者及びサービスを提供する空間を明確に区別することが必要である。

【運営に関する基準】

(1) 身体拘束に関すること

【主な指摘内容】

- ① 身体拘束を行う際は、切迫性・非代替性・一時性の3つの要件を満たしているか十分な検討を行い、やむを得ず身体拘束実施の判断に至った経緯・理由を明確に記録してください。
- ② 身体拘束を行うに当たって、利用者家族に実施期間を含めた内容を説明し、適切に書面にて確認を受けてから身体拘束を実施するとともに、その記録を保管してください。
- ③ 身体拘束を行った時には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況について記録してください。

(原因)

- ・ 家族から依頼があり事業所として必要性の検討をせずに実施してしまった。
- ・ 同意書は取得していたが、実施期間の記載がなかった。等

【説明】

身体拘束は利用者本人へ身体的・精神的・社会的弊害をもたらし、自立を阻害するものであるため、職員研修を開催するなど、職員に身体拘束の弊害を正確に認識させ、身体拘束廃止に取り組んでください。

なお、身体拘束を行う際は、家族からの要望があつた場合でも、事業所として3つの要件を満たしているかの十分な検討を行う必要があります。また、やむを得ず身体拘束の実施に至った経緯・理由を明確に記録しておくとともに、身体拘束実施前に適切に家族等に説明（※）・同意を得てください。

※説明内容：身体拘束の方法、必要な理由、拘束の時間帯及び時間、実施の期間等

<3つの要件>

- ①切迫性：本人又は他の利用者等の生命、身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
- ②非代替性：身体拘束以外に代替える看護・介護方法がない。
- ③一時性：身体拘束が一時的である。

また、身体拘束を行った際は、身体拘束時における様態及び時間、その際の利用者等の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を残してください。

◆参考資料 「身体拘束ゼロへの手引き～高齢者ケアに関わるすべての人に～」
(平成13年3月厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」)

【根拠】

介護保険法第74条

6 指定居宅介護サービス事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(2) 通所介護計画に関すること

【主な指摘内容】

- ① 通所介護計画が作成されずにサービス提供を行っていた事例があったのでサービス提供を開始する前に計画を作成し、利用者等からの同意を得た上でサービス提供を行ってください。
- ② 通所介護計画の利用者からの同意取得が遅れている事例があったので、適時に同意を得てください。
- ③ 居宅サービス計画の変更に伴い、通所介護計画の変更の必要性が生じていたにも関わらず、当該計画の変更が行われていない事例があったので、当該計画の変更の必要性が生じた場合は速やかに変更し、利用者の同意を得た上でサービス提供を行ってください。
- ④ 通所介護計画については、その実施状況や評価についても、利用者又は家族に説明を行ってください。

(原因)

- ①② 居宅介護サービス計画の交付が遅れ、サービス提供前に作成・同意取得が出来ていなかった。
- ③ 変更しなければならないという認識がなかった。
- ④ 通所介護計画に対する評価をすること及びその説明を利用者にするという認識がなかった。

【根拠及び説明】

(指定通所介護の具体的取扱方針)

条例第105条（地域密着型条例第60条の9）

指定通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (2) 通所介護従業者は、指定通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (3) 指定通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (4) 指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。特に、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

【屋外でのサービス提供について】

指定通所介護は、事業所内でサービスを提供することが原則。

ただし、次に掲げる条件を満たす場合において、事業所の屋外でサービスを提

供することができる。

イ あらかじめ通所介護計画に位置付けられていること。

ロ 効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。

外出での機能訓練等が通所介護計画に位置づけられておらず、単に「桜がきれいだからお花見に行きましょう」はNG！

利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止に必要と考えられる屋外での活動が機能訓練の一環として通所介護計画に適切に位置付けられ、かつ、訓練が適切に行われることが必要。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

地域密着型条例第60条の9

- (1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流及び地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。
- (2) 指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- (3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (4)～ 省略

(通所介護計画の作成)

条例第106条（地域密着型条例第60条の10）

指定通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画（以下「通所介護計画」という。）を作成しなければならない。

- 2 通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
- 4 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画を作成した際には、当該通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 5 通所介護従業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

[解釈通知第3の六の3(3)]

- ① 基準省令第99条で定める通所介護計画については、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせることが望まし

い。

② 通所介護計画は、サービスの提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成するものである。

③ 通所介護計画は、居宅サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。

なお、通所介護計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該通所介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。

④ 通所介護計画は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならない。また、当該通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

なお、交付した通所介護計画は、(※) 条例第112条第2項(地域密着型条例第60条の19第2項)の規定に基づき、5年間保存しなければならない。

(※下線部について「基準省令第104条の4第2項の規定に基づき、2年間保存」の文言を条例により読み替えたもの。)

⑤ 通所介護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。

⑥ 省略

(心身の状況等の把握)

条例第14条準用(地域密着型条例第60条の6)

指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(新潟市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例(平成27年新潟市条例第3号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。)第15条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(3) 勤務体制の確保に関すること

【主な指摘内容】

① 他の事業所と兼務している従業者及び事業所内で複数職務を兼務している従業者については、辞令等により、それぞれの事業所の従業者であること及び担当する職種を明確にした上で勤務させてください。

② 他の事業所と兼務している従業者及び事業所内で複数職務を兼務している従業者の勤務実態が明確に確認できるよう、事業所及び担当職種ごとに勤務時間を明記した勤務表の作成を行うなど、勤務管理に係る必要な措置を講じてください。

(原因)

- ① ・併設のショートステイと兼務している介護職員の兼務関係が不明確だった。
・看護職員及び機能訓練指導員を兼務している職員の兼務関係が不明確だった。
- ② ・職員不足時に併設事業所の介護職員が応援に来ていたが、その勤務実態が

不明確だった。

- ・生活相談員と介護職員を兼務する職員について、職種ごとの勤務時間の振り分けが行われておらず、勤務実態が不明確だった。等

【根拠及び説明】

(勤務体制の確保等)

条例第108条（地域密着型条例第60条の13）

指定通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定通所介護を提供できるよう、指定通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、当該指定通所介護事業所の従業者によって指定通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

【注意】[解釈通知第3の六の3(5)]

○勤務の体制(次の事項を明確にすること)

- ・指定通所介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成
- ・通所介護従事者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等

○利用者への処遇

調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務以外は、当該指定通所介護事業所の従業者によって業務を行わなければならない。

- 3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。（令和6年4月1日より義務化）
- 4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

【注意】

[解釈通知第3の一の3(21)参照]（抜粋）

- ・事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下、「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。

a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行って

はならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。

b 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

相談に対応する担当者をあらかじめ定めることに等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。

- ・ パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、中小企業は、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。

【参考】

ハラスメントの防止のため必要な措置を講じるに当たっては、厚生労働省ホームページ掲載の「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」及び「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等も参考としてください。

[掲載ページ] https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html

（４）業務継続計画の策定に関すること

【根拠及び説明】

（業務継続計画の策定等）

条例第32条の2準用（地域密着型条例第33条の2準用）

指定通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定通所介護事業者は、通所介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

※ 令和6年4月1日より義務化（令和6年3月31日まで努力義務）

【解釈通知第3の六の3(6)】（抜粋）

- ① 指定通所介護事業者は、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続して指定通所介護の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、通所介護従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、上記の規定に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。なお、当該義務付けの適用に当たっては、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。

- ② 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。

イ 感染症に係る業務継続計画

- a 平時からの備え（体制構築・整備，感染症防止に向けた取組の実施，備蓄品の確保等）
- b 初動対応
- c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携，濃厚接触者への対応，関係者との情報共有等）

ロ 災害に係る業務継続計画

- a 平常時の対応（建物・設備の安全対策，電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策，必要品の備蓄等）
- b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準，対応体制等）
- c 他施設及び地域との連携

- ③ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。

職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。

- ④ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。

訓練の実施は、机上を含めその実施方法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

【参考】

各項目の記載内容については、厚生労働省ホームページに掲載されている「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。[掲載ページ] [https:// www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html)

(5) 定員の遵守に関すること

【根拠及び説明】

(定員の遵守)

条例第109条（地域密着型条例第60条の14）

指定通所介護事業者は、利用定員を超えて指定通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

〔Q & A〕

Q：通所系サービスについては、前月の平均で定員超過・人員基準欠如があった場合に次の月の全利用者について減算することとされている（居宅留意事項通知，平成18年4月改定関係Q & A（vol. 1）問39）が、1日単位で定員超過・人員基準欠如があっても差し支えないか。（県Q & AのQ1）

A：通所系サービスについては、基準省令で、災害その他やむを得ない事情がある場合以外は定員を超過してはならないこととされており、また、介護職員等はサービス提供にあたり配置する最低人員が定められています。

従って、減算の対象とはならない場合であっても、定員超過・人員基準欠如は基準違反であり、当然、指導の対象となります。

Q：基準省令で定員の遵守が定められているが、但し書きで「災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。」とされている。

日常の中で、利用者から突然利用希望があり、地域的にも他の事業所がない場合などはやむを得ない事情として、定員超過しても差し支えないと考えるのがいかがか。（利用者数に対する設備基準及び人員配置基準については、基準を満たしていることが前提）

A：「やむを得ない事情」については、災害と同等の事情を指すものと解しており、「日常の中で事業者が調整を図れなかった等」の事由は想定しておりません。事業者から事前に質問のような相談があれば、やむを得ない事情に該当しないため、ケアマネ、他の事業所及び市町村の保険者と連携して、調整を図るよう指導しています。

(6) 内容・手続きの説明・同意に関すること

【主な指摘内容】

- ① 重要事項説明書に「利用定員」、「緊急時における対応方法」、「非常災害対策及び「第三者評価の実施状況」を記載してください。
- ② 重要事項説明書の「苦情等相談窓口」について、事業所の連絡先の他に国民健康保険団体連合会及び利用者の保険者である市町村の連絡先も記載してください。
- ③ 重要事項説明書と運営規程の内容の整合を図ってください。

(原因)

- ① 重要事項説明書に記載すべき事項の記載がなかった。

- ② 基準省令で求められる苦情相談窓口の記載漏れがあった。
- ③ 重要事項説明書と運営規程の記載に齟齬が生じている場合があった。 等

【根拠及び説明】

(内容及び手続の説明及び同意)

条例第9条準用（地域密着型条例第10条準用）

指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第107条に規定する運営規程の概要、通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

[解釈通知第3の六の3(2)]

居宅基準第8条は、指定通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定通所介護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定通所介護事業所の運営規程の概要、通所介護従事者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無

実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等（当該指定通所介護事業者が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、当該パンフレット等について、一体的に作成することは差し支えないものとする。）の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定通所介護の提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については利用者及び指定通所介護事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。

○ 重要事項説明書に記載すべき事項

- ① 事業の目的及び運営方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③ 営業日及び営業時間
- ④ 利用定員
- ⑤ サービス内容及び利用料その他の費用の額
- ⑥ 通常の事業の実施地域
- ⑦ サービス利用に当たっての留意事項
- ⑧ 緊急時における対応方法
- ⑨ 非常災害対策
- ⑩ 従業者の勤務体制
- ⑪ 事故発生時の対応

※①～⑨：運営規程の概要

⑫ 苦情処理の体制

- ⑬ 第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）

(運営規程)

条例第107条（地域密着型条例第60条の12）

指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定通所介護の利用定員
- (5) 指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項（令和6年4月1日より義務化）
- (11) その他運営に関する重要事項指定訪問介護事業者

[解釈通知第3の一の3(19)参照]（抜粋）

・従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、「〇人以上」と記載することも差し支えない。

[Q&A]

Q：平成18年4月以前は、一般型通所介護と認知症型通所介護を同一事業所、2単位として運営しており、運営規程も一体的に作成していた。4月以降もこのまま一体的な運営規程としておいてよいか。（県Q&AのQ33）

A：運営規程は、事業所ごとに定める必要があります。認知症型は地域密着型サービスの認知症対応型通所介護として別事業所となったことから、運営規程は別に定める必要があります。

(7) 非常災害対策に関すること

【主な指摘内容】

- ① 避難及び消火訓練を年2回以上実施してください。
- ② 事象別の非常災害に関する具体的計画（災害対応マニュアル）に「避難場所」、「避難経路」及び「自力で避難できない利用者等の避難方法」を記載してください。

(原因)

- ① 避難及び消火訓練を年2回以上実施することの認識がなかった。
- ② マニュアルは作成していたが、避難場所や避難経路等の具体的な検討がされていなかった。等

【根拠及び説明】

(非常災害対策)

条例第110条(地域密着型条例第60条の15)

指定通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に、並びに必要なに応じ利用者及びその家族等に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

- 2 前項に規定する具体的計画は、想定される非常災害の態様ごとに、その程度及び規模に応じたものでなければならない。
- 3 指定通所介護事業者は、医療機関、他の社会福祉施設及び地域住民と非常災害時における連携及び協力関係を構築するよう努めなければならない。
- 4 指定通所介護事業者は、第1項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

【注 意】

○ 非常災害に関する具体的計画

火災や地震の計画(マニュアル)の他に、必要に応じて風水害・津波等についても事象別に作成すること。

※ 水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、市町村地域防災計画に要配慮者利用施設と位置づけられた施設では、水害や土砂災害に対応した避難に係る計画の作成や、作成した計画を市へ報告することなどが義務づけられていることに注意。

【解釈通知第3の六の3(7)】

- ① 居宅基準第103条は、指定通所介護事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならないこととしたものである。関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。なお「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定通所介護事業所にあつてはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定通所介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。
- ② 同条第2項は、指定通所介護事業者が前項に規定する避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練

の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとする。

(8) 衛生管理に関すること

(衛生管理等)

条例第111条(地域密着型条例第60条の16)

指定通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 冬に活発になる通常の「インフルエンザウイルス」や「ノロウイルス」は低温、低湿を好むため、室温・湿度の設定には注意
【標準】室温 20℃(±2℃)、湿度 50~60%
換気も1日に数回は行うこと
- 浴槽水のレジオネラ属菌検査を連日使用型の循環型浴槽については年2回以上、それ以外については年1回以上実施のこと。
「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」
(令和元年12月17日改正)【厚生労働省】

- 2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。
- ※ 第2項は令和6年4月1日より義務化

[解釈通知第3の六の3(8)](抜粋)

- ・ 感染症が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のイからハまでの取扱いとすること。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。

イ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会

当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的開催するとともに、感染症が流行する

時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。

感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

ロ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針

当該事業所における「感染症の予防及びまん延防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。

平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。

なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照されたい。

ハ 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練

職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。

また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。

訓練の実施は、机上を含めその実施方法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

(9) 苦情処理に関することに関すること

(苦情処理)

条例第38条準用（地域密着型条例第39条準用）

指定通所介護事業者は、提供した指定通所介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定通所介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。指定通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

3～6（省略）

(10) 事故発生時の対応に関すること

【主な指摘内容】

- ○月○日に発生した裂傷事故について、保険者への報告がされていなかったの
で、保険者に報告基準を確認し、適切に報告してください。

(原因)

- 骨折以上が、保険者への報告基準だと思い込んでいた。

【根拠及び説明】

(事故発生時の対応)

条例第111条の3（地域密着型条例第60条の18）

指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。
- 3 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 4 指定通所介護事業者は、第102条第4項の指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

【解釈通知第3の六の3(10)】

【留意事項】

- ① 利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定通所介護事業者が定めておくことが望ましいこと。
- ② 指定通所介護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。
- ③ 指定所介護事業者は、事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。

なお、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、以上を踏まえた同様の対応を行うこととする。

【注意】

※市への事故報告基準を確認しておくこと！

「介護サービス事業所等における事故の取り扱いについて（通知）」

（令和3年4月9日 新介第94号）

(11) 虐待の防止に関すること

【根拠及び説明】

(虐待の防止)

条例第40条の2準用（地域密着型条例第41条の2準用）

指定通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

※ 令和6年4月1日より義務化（令和6年3月31日まで努力義務）

- (1) 当該指定通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、通所介護員等に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定通所介護事業所において、通所介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

[解釈通知第3の一の3(31)参照]（抜粋）

- ・ 虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。
 - イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
 - ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること
 - ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
 - ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
 - ホ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
 - ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
 - ト 前号の再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること
- ・ 指定通所介護事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。
 - イ 事業所における虐待の防止に関する基本的な考え方
 - ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
 - ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
 - ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
 - ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
 - ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項
 - ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
 - チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
 - リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項
- ・ 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的な内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指定

通所介護事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定通所介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。

- ・ 指定通所介護における虐待を防止するための体制として、上記に掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業員が努めることが望ましい。

(12) サービスの質の評価に関すること

【主な指摘内容】

- サービスの質の評価の取組として、事業所の重点目標を設定していたが、これら重点目標の職員への周知及び目標に対する達成状況の評価が行われていなかったため、適切にサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ってください。
- サービスの質の評価の取組として、利用者アンケートを実施していたが、その達成度を確認し、改善点を検討する等の取組が不十分であったため、適切にサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ってください。

(原因)

- ・ サービスの質の向上の取組として事業所目標を立て実践していたが、その達成度の評価や改善点の検討が不十分であった。
- ・ サービスの質の向上の取組として利用者アンケートを実施していたが、その結果を踏まえた改善点の検討等が不十分であった。等

【根拠及び説明】

(指定通所介護の基本取扱方針)

条例第104条（地域密着型条例第60条の8）

指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定通所介護事業者は、自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- ◎ サービスの質を向上させていくために自己点検等を行い、課題を見つけて改善していく取組が重要！

【取組の例】

- ① 利用者・家族への満足度アンケートの実施、集計、課題を見つけて改善を図る。
- ② 法人内の委員会（業務改善委員会等）が事業所を評価したもの（内部監査のようなもの）を、事業所自ら再確認・再評価し、課題を見いだして改善を図る。
- ③ 法人又は事業所が自己点検表（チェック表）を活用して自己評価を行うとともに、課題を見い出して改善を図る。
- ④ 自己点検表を活用した事業所の自己評価を行い、課題を見つけて改善を図る。
- ⑤ 接遇・介護技術等について、各職員が自己点検を行い、課題を見つけて改善を

図る。

- ⑥ 職員ごとに目標・課題を設定し、その達成度合いを評価し、次の課題を見出し改善を図る。
- ⑦ 事業所の目標・課題を設定し、その達成度合いを評価し、次の課題を見出し、改善を図る。
- ⑧ 管理者、上司等が介護員等を評価（人事・業務の評価）する。
（例：接遇、勤務態度、送迎の遅れ、身だしなみ、利用者の苦情）
- ⑨ 接遇、介護技術、介護保険制度等に係る研修の実施により、その習得状況等を評価し、課題を見出し、改善を図る。

等、様々な取組方法があると思われるので実践を！

(13) 会計の区分に関すること

(会計の区分)

条例第41条準用（地域密着型条例第42条準用）

指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(14) 記録の保存に関すること

(記録の整備)

条例第112条（地域密着型条例第60条の19）

指定通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

※市の独自基準：2年→5年に！

- (1) 通所介護計画
- (2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 次条において準用する第27条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

[解釈通知第3の六の3(12)]

居宅基準第104条の4第2項は、指定通所介護事業者が同項各号に規定する記録を整備し、2年間保存しなければならないこととしたものである。

なお、「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指すものとする。

(15) その他

ア 秘密保持等に関すること

【主な指摘内容】

- 利用者の家族に関する個人情報の使用については、当該家族の同意をあらかじめ文書により得てください。

(原因)

- ・利用者本人の個人情報の利用について本人からの同意は得ていたが、家族の個人情報について家族からの同意は得ていなかった。等

【根拠】

(秘密保持等)

条例第35条準用（地域密着型条例第36条準用）

指定通所介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定通所介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

イ 利用料等に関すること

(利用料等の受領)

条例第103条（地域密着型条例第60条の7）

- 3 指定通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

※ 第1号の送迎費用については、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定している場合は徴収不可

- (2)～(4) 省略]

- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

[Q&A]

Q：利用者から新聞、雑誌等の購読の希望がある。利用者、家族に対し説明し、同意を得た上で、一律に教養娯楽費を徴収して定期購読することは可能か。
(県Q&AのQ12)

A：利用者の希望によって提供される教養娯楽として日常生活に必要なものについては、利用者からその他の日常生活費として徴収することは可能です。

ただし、個々の利用者が選択できる体制を整える必要があります、利用者の選択によらずに全ての利用者に対して一律に提供し、その費用を画的に徴収することは認められておりませんので、ご注意ください。(個々の利用者の選択の結果、利用者全員が同じとなる場合もあり得、この場合は選択体制が整っているものとして徴収は認められます。)

ウ 掲示に関すること

(利用料等の受領)

条例第34条準用(地域密着型条例第35条準用)

指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、通所介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

エ 地域との連携等に関すること

(地域との連携等)

条例111条の2

指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

地域密着型条例第60条の17

指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は指定地域密着

型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員，地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし，利用者等が参加する場合にあっては，テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し，おおむね6月に1回以上，運営推進会議に対し活動状況を報告し，運営推進会議による評価を受けるとともに，運営推進会議から必要な要望，助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は，前項の報告，評価，要望，助言等についての記録を作成するとともに，当該記録を公表しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は，その事業の運営に当たっては，地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業者は，その事業の運営に当たっては，提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して，市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 5 指定地域密着型通所介護事業者は，指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合は，当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(介護予防)通所介護事業所の管理者 様
地域密着型通所介護事業所の管理者 様
(介護予防)認知症対応型通所介護事業所の管理者 様

新潟市福祉部介護保険課長

通所介護事業所等における生活相談員の資格要件について（通知）

通所介護事業所等における人員、設備及び運営等に関する基準については、「市条例（※）」で規定しているところですが、通所介護事業所等における生活相談員の資格要件については、別紙「通所介護等における生活相談員の資格要件について」のとおり整理し、下記により取り扱うこととします。

（※）「新潟市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」（平成24年12月21日条例第88号）
「新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」（平成24年12月21日条例第89号）
「新潟市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例」（平成24年12月21日条例第92号）

記

- 1 通所介護事業所等における生活相談員の資格要件
 - (1) 社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者（※従来どおりの取り扱い）
 - ア 社会福祉主事任用資格
 - イ 社会福祉士
 - ウ 精神保健福祉士

- (2) 上記（1）と同等以上の能力を有すると認められる者
（通知により、「同等以上の能力を有する」と認められる資格を示すもの）
 - ア 介護支援専門員
 - イ 一定の業務経験を有する介護福祉士

「一定の業務経験」とは、次のいずれかを満たすことを指します。

- ① 生活相談員業務を行おうとする通所介護事業所等で、介護福祉士である介護職員として常勤で3年以上の勤務実績がある者（通算可）。
- ② 介護保険サービス事業所において、介護福祉士である介護職員として常勤で5年以上の勤務実績がある者（合算、通算可）。

- 2 適用開始年月日
平成 29 年 4 月 1 日

- 3 その他
今後も、別紙「通所介護等における生活相談員の資格要件について」を踏まえ、適切な人員配置に努めてください。

問合せ先

担 当：新潟市福祉部 介護保険課 指定係
電 話：025-226-1293
FAX：025-224-5531

通所介護等における生活相談員の資格要件について

1 資格要件を示すことについて

- (1) 生活相談員の有すべき資格については、社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。このうち「同等以上の能力を有すると認められる者」については、社会福祉施設等に勤務し又は勤務したことのある者等であって、その者の実績等から一般的に利用者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる者とされている。

通所介護等の事業所に配置すべき生活相談員の基準及び介護保険制度改正に伴う業務内容の変化を考慮すると、通所介護事業所等における生活相談員がその役割を十分に果たし、質の高いサービスを提供するため、「同等以上の能力を有すると認められる者」を資格要件として具体的に示すことで、適切な生活相談員の配置を促すねらいがある。

2 通所介護事業所等の生活相談員について

- (1) 通所介護事業所等の生活相談員は、サービス提供日ごとにサービス提供時間数分の勤務延べ時間の配置が必要である。
- (2) 一方、介護保険制度改正により、通所介護事業所等の生活相談員は、業務に支障がない範囲で利用者の地域生活を支える取り組みを行うことが認められ、これに必要な時間を生活相談員の確保すべき勤務延べ時間数に含めることができることとなった。

人員配置基準の要件緩和によるサービスの質の低下を防ぎ、生活相談員業務及び地域生活を支える取り組みの両方が円滑に行われるよう、生活相談員の業務を行う能力がある者を複数名配置するなどの対応が望ましいと考えられる。

3 通所介護をめぐる介護保険制度改正の状況について

- (1) 定員 18 名以下の通所介護は地域密着型通所介護へ、介護予防通所介護は新しい介護予防・日常生活支援総合事業にかかる通所型サービスに移行した。事業者は通所介護の基準及び他サービスの基準を満たして事業を運営している。
- (2) (1)の移行にあたっては、通所介護の生活相談員の配置基準の変更は無く、通所介護事業所が「みなし指定」された。

「みなし指定」を受けた通所介護事業所は、多様化した新たなサービスにも参入しつつ事業を運営している。人員・設備・運営に関する基準を満たすことは当然のこと、限られた人員の中で質の高いサービスを提供できるよう、生活相談員の業務を行う能力がある者を適切に配置する必要がある。

4 「同等以上の能力を有すると認められる者」の資格要件について

上記1(1)のとおり「社会福祉施設等に勤務し又は勤務したことのある者等であって、その者の実績等から一般的に利用者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる者」を基本に、通所介護等における生活相談員の業務の重要性を考慮し、適切と考えられる資格要件について検討した。

(1) 介護支援専門員

要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的な知識及び技術を有し、相談業務に精通している。介護支援専門員の資格取得に当たっては、受験資格として5年以上の業務経験が必要であり、資格更新のため、研修の受講が必要である。これらを考慮した結果、介護支援専門員証の交付を受け、就業可能な状態である介護支援専門員を資格要件として認めることに支障はないものと考えられる。

(2) 介護福祉士

介護に関する専門的な知識及び技術を持ち、介護業務、在宅介護での介護方法の指導等に精通している。業務経験が無くても資格取得が可能な場合があり、相談、援助業務の専門職でないが、一定の業務経験（下記ア又はイ）により補うことで、通所介護等の生活相談員に相当する「同等以上の能力を有する者」と認められると考えられる。

ア 生活相談員として従事しようとする通所介護事業所等において、介護福祉士である介護職員としての業務経験が3年以上（常勤であることとし、人員基準上置くこととされている他職種との兼務であっても可とする）

- ・当該事業所における生活相談員から指導・助言を受け、相談、援助業務の能力向上が可能であるため。
- ・介護職員として勤務しながら利用者及び地域の実情を把握し、地域生活を支える取り組み等の業務にも円滑に取り組めることが期待できるため。

イ 介護保険サービス事業所において、介護福祉士である介護職員としての業務経験が5年以上（常勤であることとし、人員基準上置くこととされている他職種との兼務であっても可とする）

- ・介護支援専門員の受験資格に相当する業務経験があるため。

いずれの資格要件をもって生活相談員を配置する場合であっても、職務遂行能力及び資質について、厳正に評価の上、適切な人員を配置することが重要である。

5 資格の確認方法について

(1) 介護支援専門員

- ・介護支援専門員証（有効期間内であることが必要）

(2) 介護福祉士

- ・介護福祉士登録証
- ・生活相談員の経歴書 ※様式第1号（その5）参照

※今回は届出の必要はありません。更新申請、変更届等で従業者の資格を証する際に必要となります。

生活相談員経歴書

住 所				
ふりがな	-----		生年月日	
氏 名				
経 歴	期 間	勤 務 先	勤務 形態	職務内容等
介護福祉士の登録年月日				
備考				

注1：介護福祉士登録証の写しを本書に添付してください。

注2：「勤務形態」欄は、常勤・専従の場合は「A」、常勤・兼務の場合は「B」、
非常勤・専従の場合は「C」、非常勤・兼務の場合は「D」と記載してください。

注3：「職務内容等」欄は、人員基準上置くこととされている他職種との兼務の状況に
についても記載してください。

生活相談員経歴書

住所	〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番602-1			・上段：法人名称等 ・中段：事業所名(部署名)等 ・下段：サービス種別
ふりがな	ふくしたろう		生年月日	昭和〇〇年△△月××日
氏名	福祉 太郎			
経歴	期間	勤務先	勤務形態	職務内容等
	平成12年4月～平成15年3月	社会福祉法人◆◆◆ 特別養護老人ホーム亀田の里 介護老人福祉施設	A	介護職員
	平成15年4月～平成19年3月	社会福祉法人●●● 学校町の家 生活介護	B	介護職員
	平成19年4月～平成24年3月	株式会社▲▲ デイサービスセンター寺尾 (介護予防)通所介護	C	介護職員
	平成24年4月～平成29年3月	株式会社▲▲ デイサービスセンター白山 (介護予防)通所介護	B	管理者兼介護職員
	平成29年4月～	株式会社▲▲ デイサービスセンター (介護予防)通所介護	B	管理者兼生活相談員
	障害福祉サービス事業所での業務経験は対象外	「C」もしくは「D」は非常勤のため対象外	人員基準上置くこととされている他職種との兼務は可	
介護福祉士の登録年月日		平成12年4月1日		
備考				

注1：介護福祉士登録証の写しを本書に添付してください。

注2：「勤務形態」欄は、常勤・専従の場合は「A」、常勤・兼務の場合は「B」、非常勤・専従の場合は「C」、非常勤・兼務の場合は「D」と記載してください。

注3：「職務内容等」欄は、人員基準上置くこととされている他職種との兼務の状況についても記載してください。

新 介 第 9 4 号
令 和 3 年 4 月 9 日

介護保険サービス事業所等管理者 様

新潟市福祉部介護保険課長

介護サービス事業所等における事故の取り扱いについて（通知）

平素より、本市介護保険行政にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。
標記のことについて下記のとおり取り扱いますので、ご確認いただくようお願いいたします。

1 報告対象について

- (1) サービス提供中に事故やケガ等が発生したとき
 - ① 死亡に至った事故
 - ② 医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故
- (2) 災害、盗難、傷害事件、個人情報紛失等利用者に影響を及ぼすような事象が発生したとき
- (3) 管理者の判断により、報告が必要と認めたとき
 - ① 警察等外部機関が関与したもの（不自然死、自殺、行方不明等）
 - ② 報道機関に情報が伝わる可能性のある又はすでに伝わっているもの等

2 報告内容（様式）について

原則、別紙様式を使用すること。

なお、電子メールにより提出する場合は個人情報を扱うため、別途連絡しているパスワードを設定し、提出すること。

3 報告期限について

第1報は、少なくとも別紙様式内の1から6の項目までについて可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること。

その後、状況の変化等必要に応じて、追加の報告を行い、事故の原因分析や再発防止策等については、作成次第報告すること。

なお、下記の（１）～（３）の場合は電話で速やかに第１報を行うこと。

- （１）サービス提供中の事故やケガ等のうち、利用者が死亡又は意識不明等重篤な状態となっている場合
- （２）利用者に影響を及ぼすような事象のうち、個人情報を紛失した場合
- （３）警察等外部機関が関与した場合・報道機関に情報が伝わる可能性のある又はすでに伝わっているもの場合

≪連絡先電話番号≫ **新潟市介護保険課** **025-226-1273**

※ 閉庁日等、上記電話番号が通じない場合は
新潟市役所代表電話番号 **025-228-1000**
⇒ 警備員が応答しますので、介護保険課へ緊急連絡の旨伝えてください。

（問い合わせ先）

〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1

新潟市福祉部介護保険課介護給付係

TEL : 025-226-1273 FAX : 025-224-5531

E-mail : kaigo@city.niigata.lg.jp

事故報告書 (事業者→新潟市)

※第1報は、少なくとも1から6までについては可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること

※選択肢については該当する項目をチェックし、該当する項目が複数ある場合は全て選択すること

※個人情報紛失等のその他の報告の場合もこの様式に倣って報告すること

□ 第1報	□ 第 ____ 報	□ 最終報告
-------	------------	--------

提出日：西暦 年 月 日

1事故 状況	事故状況の程度	<input type="checkbox"/> 受診(外来・往診)、自施設で応急処置 <input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> その他 ()											
	死亡に至った場合 死亡年月日	西暦		年		月		日					
2 事業 所の 概要	法人名												
	事業所(施設)名								事業所番号				
	サービス種別												
	所在地												
3 対 象 者	氏名・年齢・性別	氏名				年齢				性別：	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性		
	サービス提供開始日	西暦		年		月		日	保険者				
	住所	<input type="checkbox"/> 事業所所在地と同じ <input type="checkbox"/> その他 ()											
	身体状況	要介護度	<input type="checkbox"/> 要支援1 <input type="checkbox"/> 要支援2 <input type="checkbox"/> 要介護1 <input type="checkbox"/> 要介護2 <input type="checkbox"/> 要介護3 <input type="checkbox"/> 要介護4 <input type="checkbox"/> 要介護5 <input type="checkbox"/> 自立										
		認知症高齢者 日常生活自立度	<input type="checkbox"/> I <input type="checkbox"/> II a <input type="checkbox"/> II b <input type="checkbox"/> III a <input type="checkbox"/> III b <input type="checkbox"/> IV <input type="checkbox"/> M										
4 事 故 の 概 要	発生日時	西暦		年		月		日		時		分頃(24時間表記)	
	発生場所	<input type="checkbox"/> 居室(個室) <input type="checkbox"/> 居室(多床室) <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 廊下 <input type="checkbox"/> 食堂等共用部 <input type="checkbox"/> 浴室・脱衣室 <input type="checkbox"/> 機能訓練室 <input type="checkbox"/> 施設敷地内の建物外 <input type="checkbox"/> 敷地外 <input type="checkbox"/> その他 ()											
	事故の種別	<input type="checkbox"/> 転倒 <input type="checkbox"/> 異食 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 転落 <input type="checkbox"/> 誤薬・与薬もれ等 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 誤嚥・窒息 <input type="checkbox"/> 医療処置関連(チューブ抜去等)											
	発生時状況、事故内容の詳細												
	その他 特記すべき事項												
5 事 故 発 生 時 の 対 応	発生時の対応												
	受診方法	<input type="checkbox"/> 施設内の医師(配置医含む)が対応 <input type="checkbox"/> 受診(外来・往診) <input type="checkbox"/> 救急搬送 <input type="checkbox"/> その他 ()											
	受診先	医療機関名						連絡先(電話番号)					
	診断名												
	診断内容	<input type="checkbox"/> 切傷・擦過傷 <input type="checkbox"/> 打撲・捻挫・脱臼 <input type="checkbox"/> 骨折(部位：) <input type="checkbox"/> その他 ()											

	検査、処置等の概要										
6 事 故 発 生 後 の 状 況	利用者の状況										
	家族等への報告	報告した家族等の 続柄	<input type="checkbox"/> 配偶者			<input type="checkbox"/> 子、子の配偶者			<input type="checkbox"/> その他 ()		
		報告年月日	西暦		年		月		日		
	連絡した関係機関 (連絡した場合のみ)	<input type="checkbox"/> 他の自治体 自治体名 ()			<input type="checkbox"/> 警察 警察署名 ()			<input type="checkbox"/> その他 名称 ()			
本人、家族、関係先等 への追加対応予定											
7 事故の原因分析 (本人要因、職員要因、環境要因の分析)	(できるだけ具体的に記載すること)										
8 再発防止策 (手順変更、環境変更、その他の対応、 再発防止策の評価時期および結果等)	(できるだけ具体的に記載すること)										
9 その他 特記すべき事項											